

『日立市鮎川体育館』利用のきまり

平成27年 1 月 9 日
日立市らぼーる協会
(日立市指定管理)

1.利用できる方

- (1) 日立市民及び日立市に通勤・通学している方。
- (2) 地域住民の体育の普及および振興を図れる方。
ただし次に該当するものは、利用できません。
 - ①公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
 - ②建物または器具類を破損する恐れがあるとき。
 - ③営利を目的とした活動と認められるとき。
 - ④宗教的、政治的な活動に関して利用するとき。
 - ⑤その他、管理上支障があるとき。

2.利用について

- (1) 開館時間 午前9時～午後9時
- (2) 利用時間

時間帯	利用時間
午 前	9時～12時
午 後 1	12時～15時
午 後 2	15時～18時
夜 間	18時～21時

※利用時間内に、着替え、用具の片付け、清掃時間も含まれます。活動は15分前を目安に終了してください。

- (3) 休館日
年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)及び館内清掃のため臨時休館があります。
※公共の行事、協会の主催事業を最優先とし、予約後に変更になる場合があります。

3.利用方法

- (1) 団体の専用利用について
 - ①利用する団体は、事前に「団体の概要」を提出してください。(団体登録)
 - ②申し込み期間は、1ヶ月前から1週間前までとなります。なお、友の会会員グループは、3ヶ月前から申請ができます。
 - ③利用日時をらぼーる協会へお問い合わせください。空いていれば、仮予約ができます。
※仮予約した場合は2～3日中に「鮎川体育館専用使用許可申請書」を提出してください。
 - ④申請書の受付は、女性センター1階事務室で。
受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時
土曜・日曜・祝日及び振替休日 午前9時～午後5時
 - ⑤団体の構成人数は15名以上です
※土曜・日曜の午後1、午後2の時間帯、及び祝日・振替休日の午前9時から午後9時までは、個人利用のみで、団体の専用利用はできません。

(2) 個人利用について

①原則として

- ・平日の団体予約のない時間帯。
- ・土曜・日曜の午後1・午後2の時間帯。
- ・祝日及び振替休日の午前9時から午後9時。(裏面記載の利用時間帯)

※ただし、2階トレーニングルームはいつでも利用できます。

②利用当日、鮎川体育館の窓口にある、「個人利用受付簿」に必要事項を記入し、利用してください。

4.利用上のお願い

(1) 利用するとき

- ①申し込みは、利用者が正しく申請してください。(小学生のみの利用はできません。) 虚偽の申し込みが判明したときは利用を中止し、以降の利用をお断りすることがあります。
- ②利用を取り消す場合は、必ず連絡してください。(電話でも可)
- ③必ず体育館シューズにはきかえてください。
- ④他の利用者に迷惑をかけるような行為は慎んでください。
- ⑤駐車場を利用するときは、枠内に正しく駐車してください。駐車台数が限られています、できるだけ乗り合わせや公共の交通機関で来館してください。
- ⑥建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は、速やかに事務所に報告し、指示を受けてください。修繕・修理の費用は原則として破損させた当事者の負担とします。
- ⑦休憩室は、体育館利用者のみ、共同でお使いください。
- ⑧託児制度(有料)があります。ベビーシッターを手配しますので、1週間前までに申し込んでください。
- ⑨コピーについて
 - ・事務室のコピー機を利用するときは、原則10枚以内でお願いします。(1枚10円)
 - ・土曜・日曜・祝日及び振替休日のコピーはできるだけご遠慮ください。
- ⑩シャワーを使用する場合は、体育館窓口に声をかけ『シャワー利用簿』に必要事項を記入してから使用してください。(タオル類は各自ご持参ください。)

(2) 利用後

- ①予約時間15分前には活動を終了し、整理整頓及び清掃をお願いします。
- ②使用した設備・備品は、現状に回復し、整理してください。
- ③各自のごみは、必ずお持ち帰りください。
- ④責任者は、利用報告書を事務室に提出してください。

※上記に定めのない事項は、日立市らぼーる協会においてその都度協議します。

《予約・申請のお問い合わせ先》

日立市らぼーる協会 (日立市女性センター内)

〒316-0036 日立市鮎川町1-1-10

TEL 0294(36)0554 FAX0294(38)2460

日立市鮎川体育館

TEL 0294(35)4935